訓

令

する件

○土地改良区の定款の変更を認可し

た件

葁

릋

外第二十三号中

三

○県外の区域から家畜の移入を禁止

福

告

示

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○指定金融機関等の名称、位置並び 則 を定める規則の一部を改正する規 に収納及び支払の事務の取扱範囲 <u>≡</u> ∄.

福島県公安委員会

○福島県農林水産技術会議規程の <u>=</u>

部を改正する訓令

○傍受令状等を請求することができ 正 の一部を改正する規則 る司法警察員の指定に関する規則

○平成二十二年三月三十一日付け号 ○平成二十二年三月二十三日付け号 外第十号中

를

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

規 則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第四十二号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 る規則の一部を改正する規則 昭

別表第二株式会社大東銀行の項中「日和田支店」の下に「、八山田支店」を加える。

この規則は、平成二十二年六月二日から施行する。

(出納総務課)

令

葁

福島県訓令第十八号

Ē

○県営土地改良事業の工事が完了し

た件二件

○土地改良事業の工事の完了につい

て届出があった件

○肥料の検査の結果の概要を公表す

の申請があった件

릋

る件

를

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年五月二十五日 出本 先 庁

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県知事

佐

藤

雄

平.

機機

関関

를

改正する。 福島県農林水産技術会議規程(昭和四十四年福島県訓令第四号)の一部を次のように

九十八号)第十二条」に改める。 第二条第六号中「昭和二十四年法律第百五十三号)第十一条」を「平成十一年法律第

第三条第二項中「政策監」の下に「、食産業振興監」を加える

第四条第二項中「(以下「会議」という。)」を削る

総室農業振興課研究技術室」に改める。 第八条中「農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室」を「農林水産部農業支援

第九条中「議長が」の下に「技術会議の」を加え、 「はかつて」を「諮つて」に改め

物安全流通課」に改める。 別表本庁機関の項中「研究開発室」を 「研究技術室」に、 |農産物安全課」を 農産

この訓令は、 公布の日から施行する。

(農業振興課研究技術室)

報

島

福島県告示第三百五十五号

類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。 島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種 口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則 (昭和四十三年福

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

移入を禁止する家畜等の種類

病の病原体を広げるおそれがある物品 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染

移入を禁止する県外の区域 宮崎県内の次に掲げる区域

保木下、堀内、北浦、松ヶ崎、田代、田中、前田、不動坊、新川、北山、古川、拂崎、 成尾、枦山、内ノ丸、野中、城川、檍、苅溝、瀬木、保瀬方、新開、岩瀬、久保田、 **枦田及び下ノ薗)及び大字広原の一部(柳、野田、稲荷出、志戸前、** 部 宮崎市のうち佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町西上那珂、大字塩路の (下川及び野狐)、大字島之内の一部(堂山、四本松、鷲取、境下、日下、森田、 宗源寺、 弐俣迫、塚森、三枝、 高尾及び境田 前原、堀田、上

産 課

畜

福島県告示第三百五十六号

地改良区から平成二十二年四月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年 五月十八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、遠野土

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

平成22年5月25日 火曜日

活動法人の設立の認証の申請があったので、 公告第二百十九号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十二年五月十三日申請のあった年月日

名称

特定非営利活動法人Tru s t R i v

> 兀 三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

福島県河沼郡柳津町大字湯八木沢字居平千二百四十九番地三

<u>Ŧi.</u> 定款に記載された目的

事業を行い、持続可能な地域の再生と発展に寄与する事を目的とする。また、県土の とともに行政、企業、各種団体、個人と連携し地域が抱える諸問題を解決するための とシステムを構築し、明日に繋げる地域づくりの「新たな力」としての役割を果たす みたい地域づくり」を目標に掲げ、互いに支え合うことの出来る新たなネットワーク 活動や「安心を実感できる地域社会づくり」「住んでいける地域づくり」「暮らして な雇用の創出に寄与する事を目的とする。 美化活動を通してマナーとモラルの規範を示し、 この法人は、高齢化、過疎化が進む奥会津地区全域において、各種のボランティア 社会全体の意識の向上ならびに新た

(文化振興課

公告第二百二十号

十一年十一月から同年十二月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり 公表する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成21年11月分 (特殊肥料)

6 4 28 1.9 22 41.9	4 28 1.9	4 28	4		5	0.6	0.7	1.0	でんでんボカシ	株式会社ジェイラップ	たい肥
2.1 15.4 106 71 23.9 — 1.3	106 71 23.9	106	106	15.4 106	15.4		2.1	+ 0.1	只見川流木灰	株式会社会 津ばんげ公 共サービス	草木灰
1.3 7 48 1.4 13 22.5	1.3 7 48 1.4 13	1.3 7 48 1.4	1.3 7 48	1.3 7	1.3		3.0	3.2	コンポストエース	荒川産業株 式会社	たい肥
TN TP TK (mg/ mg/ TCaO C/N 45) (%) (%) (%) kg) kg) (%) (%) (%) (%)	TK (mg/ (mg/ (%)) (Kg) (kg) (C/N	TK (mg/ (mg/ TCaO kg) kg) (%)	TK (mg/ (mg/ (sg) kg) (mg/ (mg/ (mg/ (mg/ (mg/ (mg/ (mg/ (mg/	TK (mg/) (g)	TK (%)		TP (%)	TN (%)	届 出 名 (及び商品名)	生産来り、輸入業者又は販売業者	特殊肥料の指定名
検査の結果	検査の結果	検査の結果	検査の結果	検査の						子	

請戸川土地改良区

両竹

者の名称

南相馬市

	4 11 4 11					検査の結果)結果				
特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	TN TP TK (%) (%) (%)	TP (%)	TK (%)	TCu TZn TCaO C / N	TZn (mg/ kg)	TCaO (%)	C/N	S &	華
たい肥	有限会社近藤畜産	近藤農場たい肥	1.6	1.6 2.4 2.0	2.0	15	93	0.7	13 44.7	44.7	
たい肥	有限会社イ マジンファ クトリー	有限会社イ にっぽん菌太郎 マジンファ クトリー	2.2	4.5	1.9	4	59	59 0.1	20 12.1	12.1	

Ä 主成分の略号は次のとおりである

全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZu-亜鉛

(農業総合センター)

公告第二百二十一号

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により

平成二十二年五月二十五日

土地改良事業を行った

地区名

土地改良事業

施行認可又は施行 福島県知事 工事の完了年月日 佐 藤 雄 平

の種類 基盤整備促進 平成一六年六月二 同意の年月日 平成二二年三月1

(農業用用排 三日

六日

水施設)

小木廹

基盤整備促進

南相馬市

元気な地域づ

大原

盤整備一般) (農業生産基

(農業用用排 平成一三年六月二 平成二二年三月 六日

平成一九年三月七 平成二二年三月1

くり交付金 日 五日

公告第二百二十二号

合戸地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二 したので公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、 二年三月十六日完了

(農村計画課)

平成二十二年五月二十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

(農村計画課)

公告第二百二十三号

ので公告する。 申田地区に係る県営のため池等整備事業の工事は、平成二十二年二月二十二日完了した 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐 (農村計画課) 藤 雄

平.

福

規則をここに公布する。 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する

平成22年5月25日

福島県公安委員会委員長 파 巚 淳

福島県公安委員会規則第6号

を改正する規則 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年福島県

公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 第1号中 | 生活安全部、」を削る

この規則は、公布の日から施行する

(刑事総務課)

正 誤

ページ

段 行 正 誤

○平成二十二 ○平成二十二 兀 四 上 上 年 一年三月三十一日付け号外第二十三号中 ら八 か 月 六 二十三日付け号外第十号中 除権判決 同項第三号 同号ウ 除権判定